

## ● 税

### 固定資産税 課税明細書の送付



5月中旬に固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの固定資産の課税明細書を送付しますのでご確認ください。なお今年度は、令和4年度と令和3年度の価格に関する審査の申し出が行えます。

▼税務課 ☎23-3510

### 軽自動車税の減免制度



**対象:**①一定の障害のある方が運転する場合②一定の障害のある方と生計を共にしている方が運転する場合③一定の障害のある方のみの方のため、常時介護者が運転する場合 **申請場所:** 税務課、市民生活課(渥美支所)、赤羽根市民センター **申請期限:** 5月31日(火)

### 国民健康保険税



◆令和4年度国民健康保険税

令和4年4月から国民健康保険税の普通徴収(口座振替および納付書による納付)の納期が変更になります。

令和4年度からは仮算定を廃止し、普

通徴収の納期を7月を第1期として、以降翌年2月までの毎月になります。

#### ◆普通徴収の方

年税額の納税通知書を7月中旬に送付

#### ◆特別徴収(年金から天引きの方)

4月・6月・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付し、年税額の納税通知書を7月中旬に送付

#### ◆未申告の方へ

国民健康保険加入者の中に1人でも確定申告や住民税申告などがされておらず、未申告の方がみえますと軽減判定が行われません。そのため、国民健康保険に加入している方は収入がない場合であつても申告をしてください。

▼保険年金課 ☎23-2149

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
普通徴収	算定額 各納期それぞれ年税額の1/8の税額							
納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期		
	特別徴収	算定額 各納期それぞれ前年度の2月期と同額			年税額から4・6・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額			

## 暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう!

内容	問い合わせ
<b>自動車税・軽自動車税の納税</b> 	自動車税:東三河県税事務所 ☎(0532)35-6130 軽自動車税:税務課 ☎23-3510
<b>今月の納税・使用料</b>	納期限:5月2日(月) 市営住宅使用料(4月分)、保育料(4月分)、国民健康保険税(過随1期)、後期高齢者医療保険料(随2期) 納期限:4月25日(月) 水道料、下水道料、農業集落排水施設使用料(2・3月分)

道の駅や酒店で好評発売中

田原の芋焼酎 **亀若・亀若花**

企画: 亀若倶楽部 田原市田原町巴江3番地1 Tel.0531-36-5188

飲酒は20歳から お酒は適量を 飲酒運転は法律で禁止されています  
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児に悪影響を与えるおそれがあります

うちにいるときがもっと楽しくなるリフォームしよう!

リフォーム・リノベーションは **レオック田原かや町店へ**

詳しい情報はホームページから **田原 レオック** 検索

株式会社 **レオック田原かや町店**  
 田原市田原町堂町79-4 / 9:00~17:30 / 水曜定休  
 気軽にご相談ください ☎0120-48-2099

こし見て!たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

おしらせ

おでかけ情報

連載コーナー